
一般財形預金規定

1. (預金契約の成立)

この預金に係る契約（以下「預金契約」といいます。）は、お客さまから一般財形預金（以下「この預金」といいます。）に係る当金庫所定の申込書の提出による申込みを受け、当金庫がこれを承諾したときに成立するものとしします。

2. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金は、一般財形預金規定第8条第7項第1号、第2号AからEおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第8条第7項第1号、第2号AからEまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金の開設をお断りするものとしします。

3. (預入れ方法等)

- (1) この預金の預入れは1口1,000円以上とし、年1回以上一定の時期に事業主が預金者の給与から天引きして預入れるものとしします。
- (2) この預金については、通帳の発行にかえ、財形預金契約の証(以下「契約の証」といいます。)を発行し、預入れの残高を年に1回以上書面により通知します。

4. (預金の種類・期間等)

この預金は、預入日の1年後の応当日を据置期間満了日、3年後の応当日を最長預入期限とする1口ごとの自由金利型期日指定定期預金(以下「期日指定定期預金」といいます。)として預入れるものとしします。

5. (自動継続等)

- (1) この預金(第8条による一部解約後の残りの預金を含む)は、最長預入期限にその元利金の合計額をもって、前回と同じ期日指定定期預金に自動的に継続します。
- (2) 前項の継続にあたり、最長預入期限を同一日とする複数の預金がある場合は、それぞれの預金の元利金をまとめて1口の期日指定定期預金に自動的に継続します。
- (3) 継続された預金についても前項と同様としします。
- (4) 継続を停止するときは、最長預入期限(継続をしたときはその最長預入期限)までにその旨を申出てください。

6. (預金の支払時期等)

- (1) この預金は、継続停止の申出があった場合に次項以下に定める満期日以後に支払います。
- (2) 満期日は、据置期間満了日から最長預入期限までの間の任意の日を指定することにより定めることができます。満期日を指定する場合は、当店に対してその1か月前までに通知を必要としします。なお、この預金の一部について満期日を定める場合には、1万円以上の金額で指定してください。
- (3) 満期日は前項に準じてこの口座の預金残高の全部又は一部に相当する金額について指定することができます。
- (4) 第2項または第3項により定められた満期日から1か月経過しても解約されなかった場合もしくは最長預入期限が到来した場合は、同項による満期日の指定がなかったものとしします。
この場合、同時に継続停止の申出がなかったものとして取扱います。

7. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入金額ごとにその預入日(継続をしたときはその継続日)から満期日の前日までの日数について、預入日(継続をしたときはその継続日)現在における次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法により計算します。
 - A 1年以上2年未満 当金庫所定の「2年未満」利率
 - B 2年以上 当金庫所定の「2年以上」利率
- (2) この預金の全部または一部について満期日を指定した場合の前項の利息(継続を停止した場合の利息を

含む)は、満期日以後にこの預金とともに支払います。この場合の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日における当金庫所定の方法により表示する普通預金の利率によって計算します。

(3) 継続された預金の利息についても前2項と同様の方法によります。ただし、利率は当金庫所定の日にそれぞれ変更します。この場合、新利率は、変更日以後に預入れられる金額についてその預入日(すでに預けられている金額については、変更日以後最初に継続される日)から適用します。

(4) この預金を第8条第1項により満期日前に解約する場合、および第8条第6項、同条第7項の規定により解約する場合には、その利息は預入金額ごとに預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下切捨てます。)によって1年複利の方法により計算しこの預金とともに支払います。

A	6か月未満	解約日における普通預金の利率
B	6か月以上1年未満	2年以上利率×40%
C	1年以上1年6か月未満	2年以上利率×50%
D	1年6か月以上2年未満	2年以上利率×60%
E	2年以上2年6か月未満	2年以上利率×70%
F	2年6か月以上3年未満	2年以上利率×90%

(5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

8. (預金の解約、書替継続)

(1) この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。

(2) この預金を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、契約の証とともに当店へ提出してください。

(3) この預金は、解約する預金を指定せずに、預金残高の合計額の一部に相当する金額を1万円以上の金額で払戻請求することができます。この場合、1口ごとの元金累計額が払戻請求書記載の金額に達するまで次の順序でこの預金を解約します。

① 同一口座に複数の預金がある場合は、預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日までの日数が多いものからとします。

② 解約日においてすでに満期日が到来している預金がある場合は、その預金を優先して解約します。

(4) 前項の順序で最後に解約することとなった場合は、次により解約します。

① その預金の預金金額から、その預金にかかる払戻請求額を差し引いた残り金額が千円未満の場合は、その預金金額

② その預金の預金金額から、その預金にかかる払戻請求額を差し引いた残り金額が千円以上の場合は、払戻請求額

(5) 本条第2項の解約または書替継続の手續に加え、当該預金の解約または書替継続の手續を行うことについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手續を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行いません。

(6) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

① この預金の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合

② この預金の預金者が第9条第1項に違反したとき

③ 当金庫が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について各種確認した事項、およ

び各種確認のために提出された資料等に関し、預金者が回答または届出た事項について、預金者の回答または届出に偽りがあることが明らかな場合

- ④ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ⑤ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- (7) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。
- ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
 - E. その他本号AからDに準ずる行為
- (8) 前2項により、この預金が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、この契約の証および届出の印章を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。
- (9) 当金庫が解約の通知を届出の住所にあてて発信した場合に、取引先が到達を妨げるなどして通知が延着しまたは到達しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。
9. (譲渡、質入れ等の禁止)
- (1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および契約の証は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
 - (2) 当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。
10. (規定の変更)
- 当金庫は、金融情勢の状況変化その他相当の事由があると認められる場合には、本規定の各条項その他の条件を店頭表示、当金庫のウェブサイトの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより変更することができるものとします。当該変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。適用開始日以降は、変更後の内容により取扱うこととします。なお、当金庫の責めによる場合を除き、当該変更によって損害が生じたとしても、当金庫は責任を負いません。

以上